

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和36年ごろ、当時の住所地だったA市で母が国民年金の加入手続をしてくれ、母と同居していた42年ごろまでは、家に来ていた男性の集金人に私の保険料を納付してくれていたと思う。

昭和42年ごろにB市へ引っ越してからは、私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、48年ごろからは夫婦各自で保険料を納付するようになった。

しかし、納付記録をみると申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、前後の期間はいずれも現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人が陳述する納付方法は当時の市の収納制度と符合している上、納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額と符合していることから、申立期間のみ保険料を納付しないのは不自然である。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和43年9月2日ごろに亡前夫と連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、この場合、申立期間の保険料は既に時効の到来により納付することができない。

また、申立人は申立期間直後の昭和40年10月から43年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書から確認できるところ、申立人の母と同居していた期間のうち、40年10月から42年ごろ

までの期間の保険料については、当時納付されていなかったことが確認でき、その母が集金人納付してくれていたと思うとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は既に他界しているため、国民年金保険料の納付をめぐる事情等は不明である。

加えて、別の手帳記号番号払出簿の縦覧確認及び氏名別読検索を実施したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

昭和36年ごろ、叔父が経営する個人商店に勤務していたので、年金制度が創設されたときに叔父が叔父夫婦と一緒に私も国民年金に加入してくれ、保険料も叔父が納付してくれた。39年ごろ、A市に転居後は両親が保険料を納付してくれたはずであり、未納期間があったのは納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、その叔父が叔父夫婦と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれ、以後、A市に転居した昭和39年1月ごろまでの間は、その叔父が自分たち夫婦の分と一緒に申立人の保険料も納付してくれていたにもかかわらず、36年4月から37年3月までの期間は、記録訂正がなされるまで未納として取り扱われていたこと、及びその記録訂正により、それまで納付済期間として取り扱われていた38年4月から39年3月までの期間が未納とされたことに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の保険料の納付記録をみると、昭和55年6月の時点において、38年4月から39年3月までの期間の保険料は納付済みであったものの、この期間は未加入期間に当たるとして、この期間の保険料を当時未納として取り扱われていた36年4月から37年3月までの期間に充当処理されていることが特殊台帳などから確認できる。

まず、申立期間①について、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月15日に叔父夫婦と連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。これは申立人の陳述と符合する上、

国民年金への加入手続の時点において、申立人の保険料の納付を担っていたとされる叔父夫婦は、自分たち夫婦の分に加えて申立人の保険料も一緒に納付する意思を有していたものと考えられるところ、申立期間について叔父夫婦の保険料は納付済みであり、また、国民年金に加入後、保険料を完納している叔父夫婦の納付意識の高さを鑑みると、申立人の加入手続だけを行い保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の陳述及び社会保険事務所間における特殊台帳の管轄の移管時期により、昭和37年4月から申立人がA市に転居したとする39年1月までの期間の保険料は、B市において納付されたものとみられるが、A市の国民年金被保険者名簿ではこの期間の保険料もA市において現年度納付された記録となっており、この時期、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性も否定できない上、申立期間は12か月と短期間である。

次に、申立期間②について、保険料の納付状況を見ると、この期間の保険料は当時納付されていたことが、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から確認できる。

また、申立人の国民年金の資格の喪失は、昭和38年4月1日として取り扱われていることが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から確認できるものの、その日を資格喪失日とした根拠は不明である。一方、申立人が39年4月1日からC共済組合の被保険者として取り扱われていることが、同共済組合の記録から確認できる上、その記録は申立人の陳述と符合することなどから、申立人の国民年金の資格喪失日は同年4月1日と考えるのが相当であり、元来、申立期間①への充当処理を行う必要は無かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで
② 昭和41年3月
③ 昭和44年7月から45年2月まで
④ 昭和51年1月から同年6月まで

昭和36年ごろ、自宅に来たA市役所の人から国民年金を勧められ加入し、A市ではB社会保険出張所で、同年12月ごろにC市に転居後はC市D区役所で保険料を毎月納めてきた。保険料は最初の1年ほど50円、37年の終わりがごろから150円、最後は3,300円ぐらいと記憶している。

昭和56年又は57年ごろにD区役所の職員が家に来て「未納があるので年金満額もらえない。」と言われ、自身の保険料を5年分ぐらいさかのぼり、4万7,000円から4万8,000円ぐらい区役所で納付した。

申立期間②については、昭和56年ごろにさかのぼって納付したのではなく、その当時に納付したと思う。

さかのぼって納付したのがどの期間に当たるかわからないが、現在も未納とされていて領収書は紛失して無いが調べてもらいたい。

第3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間②を除く申立期間については、昭和56年又は57年に一括して保険料を納付したのに未納とされているとして申し立てている。

申立期間②についてみると、申立期間の直前に当たる昭和40年10月から41年2月までの期間の保険料は、申立人の所持する年金手帳から過年度納付されたものと推認できるところ、6か月の未納期間のうち、5か月を納付し、申立期間に当たる41年3月の保険料のみを納付しないのは不自然である。

次に、申立期間①、③及び④の保険料について、申立人は、昭和56年又は57年に一括して保険料を納付したと陳述しているところ、この時点では、時効の到来により制度上、申立期間の保険料を納付することはできず、また、この時期は特例納付の実施期間にも当たらない。ちなみに、第3回特例納付により納付したと仮定した場合でも、その保険料額は21万6,000円となり、申立人の陳述と大きく相違する。

さらに、特例納付を含む過年度保険料の収納事務を行っていなかった区役所で納付したと陳述するなど、申立人の保険料の納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間の住所地を管轄する社会保険事務所において、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和41年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和47年に国民年金に加入した。加入後は継続して保険料を納付している。申立期間の保険料については、毎月、妻が銀行で保険料を納付していた。領収証は残っていないが、社会保険料控除として国民年金の金額を記入した昭和52年分及び53年分の確定申告書の控えが残っている。

申立期間が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に国民年金に加入して以来、60歳に到達する前月までの保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、国民年金手帳が発行された昭和47年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間の12か月を除き保険料をすべて納付していることが確認できるほか、申立期間前後の年度の保険料は現年度納付であることが特殊台帳より確認できる。

また、申立人が所持する昭和52年分及び53年分の所得税の確定申告書(控)の社会保険料控除欄を見ると、それぞれの年分に対応する1月から12月までの保険料額にほぼ一致する金額が記載されており、申立期間である昭和52年4月から53年3月までの保険料納付額が確定申告書に暦年で計上されていたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間内の昭和53年2月に転居手続きを行っていることが、申立人所持の国民年金手帳より確認できる。申立人が保険料を継続的に現年度納付している状況を踏まえると、申立人が住所変更手続きを的確に行っていないながら、申立期間の保険料を納付していなかったとは考え難く、住所変更手続きに伴い申立人の納付記録が管轄する社会保険事務所間において、適切に移管されていなかったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から46年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続は、昭和41年1月に家に来た中年女性の集金人が手続をしてくれた。年金の保険料納付は、妻に任せており、その妻の記憶では申立期間①のころは夫婦二人分の保険料を集金人に納めており、41年ごろの保険料は350円だったことも覚えている。申立期間②のころは、銀行等で納付（途中から銀行引き落とし。）していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月ごろ、家に来た集金人に国民年金の加入手続をし、その同年2月から申立人の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月5日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、市の被保険者名簿にも同日に申立人が国民年金被保険者資格を取得していることが記載されており、申立人が加入手続を行ったと陳述する時期に符合しない。

また、申立人の保険料納付記録をみると、手帳が払い出された昭和47年度は申請免除の記録となっていることのほか、昭和50年8月21日に昭和46年度の保険料を特例納付、48年度及び49年度を過年度納付していることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認できる。これらの納付状況を踏まえると、申立人の現年度保険料の納付始期は50年度からと推認され、申立人

が申立期間①の保険料を継続的に集金人に納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人の妻が記憶する昭和 41 年ごろの保険料額と実際の保険料額とは相違しているほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

次に、申立期間②について、市の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 52 年 7 月から口座振替を開始したことが確認できる。この口座振替の手続が行われた時期は、申立期間②の納付時期に当たっている上、申立期間は 3 か月と短期間であることから当該期間の保険料納付が行われなかったのは不自然であり、申立期間②については継続的に保険料を現年度納付していたものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間、63年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から47年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和63年2月及び同年3月まで

私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続は、昭和41年1月に家に来た中年女性の集金人が手続をしてくれた。加入後の保険料納付は、申立期間①のころは夫婦二人分の保険料を集金人に納めており、同年ごろの保険料は350円だったことも覚えている。申立期間②及び③のころは、銀行等で納付（途中から銀行引き落とし）していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月ごろ、家に来た集金人に国民年金の加入手続をし、その月から夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月5日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、市の被保険者名簿にも同日に申立人が国民年金被保険者資格を取得していることが記載されており、申立人が加入手続を行ったと陳述する時期に符合しない。

また、申立人の保険料納付記録をみると、手帳が払い出された昭和47年度は申請免除の記録となっていることのほか、昭和50年8月21日に昭和48年度及び49年度の保険料を過年度納付していることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認できる。これらの納付状況を踏まえると、申立人の現年度保険料の納付始期は50年度からと推認され、申立人が申立期間①の保険

料を継続的に集金人に納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人が記憶する昭和 41 年ごろの保険料額と実際の保険料額とは相違しているほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

次に、申立期間②及び③について、市の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 52 年 7 月から口座振替を開始したことが確認できる。この口座振替の手続が行われた時期は、申立期間②の納付時期に当たっている上、申立期間は 3 か月と短期間であることから当該期間の保険料納付が行われなかったのは不自然であり、申立期間②については継続的に現年度納付していたものとするのが相当である。

また、申立期間③は口座振替を行っていた期間中であり、預金不足により未納となったものとみられるが、同じく未納記録とされていた申立人の夫の保険料は過年度納付していることが市の記録から確認でき、申立人の保険料のみが未納とされていることの原因は見当たらず、申立期間③については夫の保険料と同様に過年度納付していたものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間、63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和51年5月ごろにA市役所で国民年金に任意加入して以降、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付しており、加入後しばらくしてからは付加保険料を含んだ保険料を期限に遅れずに納付してきた。

それなのに、申立期間①及び②が未納と記録されており納付できない。記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、昭和59年8月から同年12月までの国民年金保険料が、厚生年金保険加入期間との重複により、60年2月16日付けで還付決定されていることが確認できる。本来、国民年金保険料に過誤納があった場合、社会保険事務所は、納付可能期間内に未納期間の有無を調査し、未納期間があれば還付に先立ち充当処理を行うことになる。しかし、本件の場合還付決定が行われた時点で、充当が可能であった申立期間①及び②の未納期間に充当処理が行われていないことから、申立期間①及び②は、還付が行われた当時、納付済みであったものと推認される。

また、申立期間は合計6か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②前後の期間は付加年金も含めた国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間①及び②の保険料も付加保険料を併せて現年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

国民年金のことはすべて妻に任せていたので、私の国民年金保険料の納付の詳細についてよく分からないが、昭和44年3月に婚姻した後、妻が私の保険料を妻の保険料と一緒に納付し、妻が厚生年金保険に加入していた時も、私の国民年金保険料を欠かさず納付してきたと聞いている。

それなのに、申立期間の夫婦二人分の保険料が未納と記録されており、納得できない。記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和44年の国民年金加入以降、60歳到達の平成19年までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の母親と一緒に店を2店舗経営しており、収入も多く住所変更などの生活状況等に特段の大きな変化は無かったとしている。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間と同じ3か月を除いて、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和44年3月に婚姻した後、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。私が厚生年金保険に加入していた時も、夫の国民年金保険料を欠かさず納付してきた。

それなのに、申立期間の夫婦二人分の保険料が未納と記録されており、納得できない。記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険との種別変更手続も適切に行っている。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人は、申立人の夫の保険料も一緒に納付していたとしているところ、申立人の夫の保険料も、昭和44年の国民年金加入以降60歳到達の平成19年まで、申立期間と同じ期間の3か月を除いて、すべて納付済みであるとともに、申立人の夫は、申立期間当時、申立人の夫の母親と一緒に店を2店舗経営しており、収入も多く住所変更などの生活状況等に特段の大きな変化はなかったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年3月まで

私は、昭和34年9月まで会社に勤めていたが、同年10月から父親がやっていた家の仕事を手伝い始めた。国民年金には、役所の広報と両親の勧めもあり、制度発足後しばらくしてから母親が加入手続をした記憶がある。また、保険料は、私が次の会社に入る51年8月まで両親が納付してくれていた。最初に、古い分をまとめて納付したかどうかは覚えていないが、当時は、3か月に一回ぐらい自宅に集金人が来ていた記憶がある。両親はきっちりした人で、納める必要がある分は納めたはずであり、申立期間の未納とされていることは納得できない。当時の保険料は、月額100円であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後しばらくしてから、母親が申立人の国民年金への加入手続を行い、昭和36年5月から51年8月までの申立人の保険料を納付したはずだと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、昭和36年5月から11か月という比較的短い申立期間を除き、51年8月まで173か月にわたり保険料が納付されていることが確認でき、両親が積極的に申立人の保険料を納付していたことがうかがえる。

また、申立人の保険料を納付していたとされる両親の保険料納付記録をみると、夫婦共に国民年金制度発足時の昭和36年4月から、申立期間を含んで、母親が60歳までの203か月、父親が同じく60歳までの153か月にわたり保険料を完納していることが確認でき、両親の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年10月18日であることが、同手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立

期間は過年度となるが、同手帳記号番号払出時点から 38 年 7 月末までの間に過年度納付することは可能であった。この点を踏まえると、本人のみならず申立人への保険料納付意識が高い両親が、あえて 11 か月という比較的短い期間の保険料だけを納付しなかったと考えるのは不自然であり、両親が申立期間に係る保険料を過年度納付した可能性を否定できない。

加えて、申立人が陳述する月額保険料 100 円は、申立期間当時の保険料額と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年9月まで

私は、会社を退職後夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

上記期間について、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に夫婦連番で払い出されており、基本的に、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は、昭和50年10月以降、それぞれ60歳期間満了まで、国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする妻の納付意識の高さがうかがえる上、妻の申立期間に相当する期間の保険料が52年2月に過年度納付されていることを踏まえると、妻が、申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私は、夫から老後のために国民年金に入っておいた方がよいと聞いたので、夫婦二人分の保険料を私が集金人に納付していた。集金人は、国民年金手帳に領収印を押していたが、その手帳は年金の受給手続の際にすべて渡してしまった。

老後のために、もれなく保険料を納付していたので、間に納付が抜けているところが2か所あるのが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は共に、納付が始まった昭和39年4月以降、申立期間を除き、それぞれ60歳に到達するまで保険料を完納していることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の納付意識が高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、いずれも6か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである。

また、申立期間①及び②当時のA市における保険料徴収方法は、集金人による印紙検認方式であったことから、申立期間が未納であれば、次回集金人が来訪の際、申立人及び集金人共にその事実に容易に気付くはずであるが、申立人は、これまで集金人から未納を告げられたことは無かったと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②前後を通じて、夫の職業や生活状況等に特段の変化は無かったと陳述しており、申立期間①及び②の保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から42年6月まで
② 昭和44年11月から45年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和53年4月から57年3月まで

私達夫婦は、昭和36年ごろ区役所から来た集金人に勧められて、国民年金に加入し、保険料の納付が遅れた時は一括して納付したこともあったが、集金人に言われるままに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間①については、免除の手続を行った覚えは無く、時期は定かではないが、保険料を税金などと一緒に一人当たり6万円程度をまとめて納付した記憶がある。

申立期間②及び③については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた妻が納付済みであるのに、私だけ納付記録が無いのはおかしい。

申立期間④については、夫婦二人分の保険料を送られてくる納付書で区役所内の銀行又は取引先の信用金庫で毎月納付していた。また、生活保護など一度も受けたことが無いのに、この期間が、当初、間違っただけで法定免除とされ、今回、社会保険事務所に申し出た後に申請免除に訂正された。この間違いのために、納付記録が失われたものと考えている。

それぞれ納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに国民年金に加入したと申し立てているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、42年に夫婦連番で払い出されていることが手

帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推定され、加入時期において申立人の記憶と符合しない上、申立人が申立期間①の保険料を納付したとする時期や当時の納付状況について、申立人から具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金の資格を取得した昭和36年4月から52年3月までの16年間のうち、申立期間③を除き、申請免除の期間とされ、免除を前提として、同年7月30日にその時点で10年の時効完成前であった42年7月から44年10月までの保険料を追納していることが確認できるとともに、52年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、この時期に保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。したがって、初めて追納を行ったとみられる同年7月時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間④について、申立人は、夫婦二人分の保険料を、送られてくる納付書で毎月納付していたとし、この期間が間違っただけで法定免除とされたことにより、納付記録が失われたのではないかと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、当初、申立期間④を含む昭和52年10月から59年3月までの期間が法定免除とされていたことが確認できるが、これについて関係機関を含めて調査したところ、申立てどおり、申立人夫婦が生活保護等により法定免除とされる事情は見当たらなかった上、平成20年5月に法定免除から申請免除に記録が訂正されていることから、当時、免除の取り扱いに関し適正な事務処理が行われなかった可能性もうかがえる。

しかしながら、申立人夫婦の特殊台帳及び納付記録をみると、夫婦共に当該免除期間の始まる昭和52年10月から申立期間④直前の53年3月までの保険料を、約6年後の59年4月30日に追納し、その後、納付日は不明であるが、申立期間④直後の57年4月から58年3月までの保険料を追納し、さらに、同年4月から59年3月までの保険料を、10年後の時効完成直前である平成5年2月22日に追納していることが確認でき、これら一連の納付行動を踏まえると、申立人は、当時当該期間が、記録上法定免除とされている認識は無かったとしても、少なくとも追納が可能な(免除)期間であったことを承知していたものと推測される。

また、申立期間④は4年に及び、このような長期間にわたり、申立人夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、当該免除期間の追納が始まった昭和59年4月以降、

それぞれ 60 歳期間満了まで保険料をすべて現年度納付していることから、送られてくる納付書で毎月納付していたとする申立人の記憶は、申立期間④当時のものではなく、同年 4 月以降の記憶であったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の妻も、申立期間①及び④は納付が無い上、申立人夫婦が申立期間①及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間①及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人夫婦は、国民年金被保険者期間を通じて、申立期間②及び③を除き、免除期間、追納期間及び納付済期間が一致していることから、基本的に年金関係の諸手続等についても夫婦二人分が一緒に行われていたものと考えられる。したがって、昭和 36 年 4 月から 52 年 3 月までの期間において、申立人の妻については、すべて申請免除の期間とされていたにもかかわらず、申立人の当該期間のうち、申立期間③のみが申請免除とされないのは不自然であり、申立人の妻が、前述のように、申立期間②及び③を含む 42 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料をまとめて追納していることを考慮すると、申立人の申立期間②及び③の保険料についても、夫婦二人分を一緒に追納していたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月
平成12年3月分の保険料を、口座振替と納付書で納付している。重複して納付していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA銀行B支店の申立人名義の預金通帳を見ると、平成12年3月27日に国民年金保険料として1万3,300円が引き落とされたことが確認できる上、申立人の所持する「振替済のお知らせ」を見ると、同日付けで、同年3月の保険料を振り替えたことが確認できることから、申立期間の保険料は口座振替により納付されたことは明らかである。

また、申立人は、平成11年度に係る毎月納付用の国民年金保険料納付書も所持しており、その裏面の領収証書を見ると、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した平成11年9月の欄以降に、12年4月27日付けでA銀行B支店の出納印が7つ押されているが、そのうちのひとつである11年11月の欄に押された出納印については陰影が不鮮明であり、もうひとつは、その下に隣接する12年3月の欄との中間に鮮明に押されていることが確認できる。この不鮮明な出納印を改めて押し直す場合の取り扱いについて、A銀行B支店に確認したところ、出納印を押し直す時は、その上に「消印」を重ねて押すため、消印が無い場合は、出納印の陰影が不鮮明であっても有効であるものと理解して構わないとの回答を得ている。したがって、この場合当該領収証書には「消印」が見られないことから、11年9月から申立期間である12年3月までの7か月の保険料が、銀行窓口で納付されたものとみるのが相当である。

さらに、申立人は、当該納付書により銀行で保険料を納付したのは、申立人の母親であったと陳述しており、母親は申立期間の保険料が既に口座振替済であったことを承知していなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

昭和42年12月に、知人である区役所の国民年金係の人に相談して、国民年金の加入手続を行い、同時に同年4月にさかのぼって1年分の保険料をまとめて納付して、年金手帳も受取った。

その際、昭和42年3月以前の保険料は銀行又は郵便局で納付するよう言われ、納付書を2枚発行してもらい、43年3月と同年11月に分けて納付した。

しかし、その後、担当者から申立期間の保険料が未納であることを聞き、何度か納付済みであるとの主張をしたが、認めてもらえなかった。

ほかにも未納期間があることは承知しているが、申立期間については加入時に確かに納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で申立期間である昭和42年度の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月14日に払い出されている上、申立人が所持している国民年金手帳も同日に発行されていることが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料を区役所で現年度納付することは可能である。

また、申立人が所持している領収証書から、申立期間前の昭和40年度及び41年度の国民年金保険料は、2回に分けて過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、国民年金への加入を勧められた経緯や担当者とのやり取

りなどを具体的に記憶しており、陳述内容の信ぴょう性は高いものと認められる。

これらのことから、国民年金保険料の納付意識を持って国民年金への加入手続を行い、また、申立期間直前の保険料は過年度納付している申立人が、加入手続当初に当たる申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は結婚した直後に、妻が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことを契機に、妻と共に国民年金に加入した。

妻は国民年金保険料を夫婦一緒に夫婦二人分を納付し続けてくれていたが、納付記録を調べると、国民年金加入当初の期間について、妻は納付済みとなっているのに私は未納となっていることが分かった。

妻が保険料を納付してくれていたため、納付に係る詳細は分からないが、申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した直後に区役所で、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年5月27日に、妻の手帳記号番号は同年6月5日に払い出されており、また、特殊台帳を見ると、43年4月以降において納付日付が確認できる夫婦二人分の国民年金保険料の納付日は一致している。

また、社会保険事務所の納付記録をみると、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるにもかかわらず、申立人は、申立期間直後の昭和43年4月までしか保険料をさかのぼって過年度納付していないことが確認できる一方、申立人の妻は、申立期間である同年1月までさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

これらのことから、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、申立期間後については国民年金保険料の未納は無く、夫婦二人分の保険料納付を担っていた納付意識の高い申立人の妻が、納付が可能な夫の申立期間の3か月の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年12月までは50万円、4年1月から同年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月から4年12月までの標準報酬月額(社会保険庁の記録によれば9万8,000円)が、実際の給料の額と比べて低すぎる。実際の標準報酬月額は、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年12月までは50万円、4年1月から同年12月までは53万円である。

平成2年10月分、3年7月分及び4年5月分の給与明細書が残っているので、標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成2年10月分、3年7月分及び4年5月分の給与明細書によれば、各月の給与から控除された健康保険料及び厚生年金保険料は、申立ての標準報酬月額(50万円及び53万円)に基づく保険料と一致することが確認できる。

また、社会保険庁の記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年12月までは50万円、4年1月から同年12月までは53万円と記録していたところ、5年4月7日付けで元年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていることが確認できる同僚15人の標準報酬月額が平成5年4月7日付けで元年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

加えて、管轄社会保険事務所が保管する不納欠損決議書によると、A社は事業不振のため、昭和61年12月以降、申立期間中の平成3年3月から5年2月までの期間を含め、3回（合計69か月）にわたり、保険料等を納付できず、徴収権の時効により不納欠損処理していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年12月までは50万円、4年1月から同年12月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

大阪厚生年金 事案 3701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成10年7月1日）及び資格取得日（平成11年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から11年10月1日まで

平成10年7月1日から15年6月30日まで、B国におけるA社の現地法人である「C社」に会長として赴任していた。同社赴任中もA社の健康保険及び厚生年金保険に継続して加入しており、同社からは、給与のうち健康保険料及び厚生年金保険料等を控除した残額が、毎月、国内の自分の銀行口座に振り込まれていた。

社会保険庁の記録によれば、C社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社健康保険組合から提出された申立人に係る「被保険者資格（在職）証明書」、申立人が保管していた申立期間当時の給与振込記録及びA社の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成10年7月1日にA社からC社取締役会長として在籍出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は、平成10年7月1日に資格を喪失、11年10月1日に資格を再取得とされている。このことにつ

いてA社は「会社の事務処理上の過誤により、間違っ
て資格を喪失させていた。後日、同事実に気付き、平成10年7月1日にそ
及して被保険者資格の再取得
手続をとろうとしたが（処理日：平成13年11月1日）、保険料納付に係
る時効の関係でそ及できない期間（申立期間）が残ってしまった。」旨回
答している。

また、申立期間の標準報酬月額については、預金通帳に記載された給
与振込額の記録から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、
事業主は、届出に誤りがあったことを認めていることから、その結果、
社会保険事務所は、申立人に係る10年7月から11年9月までの保険料に
ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を
納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成7年11月1日にA社に入社し、14年12月11日まで勤務していた。途中9年12月1日から11年11月30日までの間、関連会社であるB社に出向していた。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A社在職中の平成9年11月の1か月が厚生年金保険に未加入とされている。同社から交付された同年12月1日付けの転勤辞令を保管しており、また、同社が作成した在籍証明書により同年11月30日まで同社に在籍していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した申立人に係る在籍証明書、申立人が保管していた同社発行の平成9年11月分の給与支払明細書、及び同社保管の申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（平成9年12月1日にA社からB社へ出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給与支払明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が資格喪失日を平成9年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（昭和47年10月に法人化され、B社に名称変更。）における資格取得日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から同年11月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年月2日1日から同年12月1日まで
昭和47年2月1日から平成13年4月21日までA社に勤務した。

社会保険庁の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、昭和47年2月1日から同年12月1日までの間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、同明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る申立期間当時の給与支払明細書、及び同社の事業主の陳述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和47年12月1日であることが確認でき、申立期間中は適用事業所となっていないが、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時において同社には少なくとも6人の従業員が常時勤務していたことものと推認されることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしてい

たものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、昭和47年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から同年11月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 10 月 9 日まで
② 昭和 33 年 4 月 21 日から 38 年 9 月 28 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社における被保険者期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む4回の被保険者期間のうち、2回の申立期間のみを請求し、申立期間の前にある被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和39年5月11日に支給決定されたこととされているが、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、資格喪失後約6か月以内の受給者は2人と少ない上、同社は申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した約2か月後の同年11月25日に全喪していることに加え、脱退手当金を受給している同僚によれば、「同社を退職した際には、失業保険の手続はしたが、脱退手当金の説明は無かった。」としていることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基

づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月30日から同年7月1日まで
② 平成3年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①については、昭和60年6月30日までB社にC業務従事者として勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が誤って退職日と同日で届けられたため、同年6月の1か月が未加入期間とされている。

また、申立期間②についても、平成3年6月30日までA社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が誤って退職日と同一日で届けられたため、同年6月の1か月が未加入期間とされている。

①及び②の期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社が保管する申立人に係る給与取得に対する所得税源泉徴収簿及び給与台帳の記録から、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、資格喪失日について平成3年7月1日として届け出るところを同年6月30日と誤って届け出たことを認めている上、事業主が保管する厚生年金基金加入員資格喪失通知書の資格喪失年月日が社会保険庁の記録どおりの3年6月30日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、B社が保管する申立人に係る人事記録を見ると、勤務記録事項欄において、昭和60年4月1日付けで、「任期は1日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和60年6月29日まで任用を日々更新し以後更新しない。」と記載され、また、同年6月30日付けで、「昭和60年6月29日限り退職した」と記載されており、社会保険事務所の記録（昭和60年6月30日に資格を喪失。）と一致する。

また、B社の現在の人事担当者は、「申立期間①の当時、申立人はC業務従事者であり、C業務従事者は月末の前日を退職日としていたので、退職月の給与からは保険料を控除していない」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、弟と一緒にB業務従事者として叔父の個人事業所のA社で勤務していた。その後、実父が経営していた同一名称のC社(個人事業所)と合併し、法人のD社(社長は叔父)となったが、昭和45年7月4日に退職するまで、申立期間も含めて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人は、勤務していた叔父経営のA社が適用事業所で無くなった昭和36年2月1日から、同事業所がD社として法人化し、新たに適用事業所となった同年3月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚から「申立期間中も変わらず勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、商業登記簿によると、D社の会社成立日は昭和36年2月14日となっており、申立人及び同僚は、「いずれも法人化に伴って勤務実態に変更は無かったし、厚生年金保険料はずっと控除されていた。」旨を陳述している。

加えて、当該事業所からの「適用事業所全喪届」の社会保険事務所における受付日は昭和36年3月15日で、同年4月1日になって同年2月1日にさかの

ぼって適用事業所に該当しなくなった処理をしており、少なくとも申立期間中は被保険者であったことがわかる一方、D社が新規に適用事業所となった日は同年3月1日となっており、その手続日は不明ながら、同社の新規適用日に資格を取得している者の厚生年金保険記号番号の払出日から、当該事業所の「適用事業所全喪届」及び同社の新規適用届の提出は同時期に行われていたものと推定される。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、勤務先であるA社が適用事業所で無くなった昭和36年2月1日に在職していた申立人を含む5人の従業員はいずれも、その後の申立期間中も引き続き当該事業所で勤務していたことが、これら同僚の陳述から認められることから、当該事業所は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主への確認もできず不明であるものの、同社が適用事業所で無くなった日に資格を喪失し、D社の新規適用日に資格を取得した者は、申立人と同じように被保険者期間の欠落が生じていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、既に平成3年4月1日に訂正され、厚生年金保険法75条本文の規定により、申立期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年10月2日にA社に入社し、3年4月1日に同社のグループ会社であるB社に異動した。その際にA社が誤って厚生年金保険の資格喪失日を同年3月31日と届け出たので、申立期間が空白期間となっている。申立期間の保険料も控除されていたはずであるので、被保険者記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、平成8年6月5日に事業主からの訂正届により、3年3月31日から同年4月1日まで厚生年金保険の被保険者であったと認められ、資格喪失年月日が3年4月1日に訂正されている。

ただし、当該訂正の時点においては、政府の保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間についての年金記録の回復を求めているものであるが、雇用保険の記録及び事業主による陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(平成3年4月1日に同社から関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された訂正届により、A社の資格喪失日が平成3年4月1日に訂正されていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から36年4月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社して以来、継続して38年11月末まで勤務していた。入社当初はC県の事業所で勤務していたが、D県の事業所へ異動となり、その後、D県とC県の事業所で交互に勤務していた。申立期間については途切れることなく継続して勤務していたので、未加入とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間についても継続して勤務していたと申し立てているところ、申立人が当時の同僚であったと申し立てている複数の者から、申立人は申立期間も同社B出張所で勤務していたとの証言が得られたことから、申立人が申立期間を含め継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と共に正社員として営業職に就いていた複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社B出張所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かったこと、並びに申立期間について、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであったと陳述しているところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。さらに、当該営業職であった複数の同僚は、「自分と同じように保険料を控除されていたと思う。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 34 年 7 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しているが、事業主は、申立期間に行われるべき 2 度にわたる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が、これを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 8 月から 36 年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和36年3月22日に入社し、同社の就業規則により、退職希望日の1か月前である37年2月末に退職願を提出し、同年3月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に入社した複数の同僚の陳述内容から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は退職の1か月前である昭和37年2月末日に、同年3月31日付けで退職したい旨の退職願をA社に提出したと申し立てしているところ、同社の創業者の一人で当時の社会保険事務担当者からは、「当時、同社では、退職する場合は退職の1か月前に退職願を提出させていた。申立人が昭和37年2月末日に退職願を提出したのであれば、同年3月末日まで勤務していたと考えられる。」旨の陳述が得られ、このことは申立内容と符合しており、申立人の陳述内容には信憑性^{しんぴようせい}があると認められる。

さらに、当該担当者はA社における厚生年金保険料の控除方式は、当月控除であり、申立人の昭和37年3月分の給与からは同年3月の保険料が控除されていたと考えられるとも陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 2 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 58 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主等の所在も不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間
に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年5月1日まで

私は、昭和62年2月16日に経理担当としてA社に入社し、経理課長、経
理部長及び取締役と昇進し、平成9年1月20日まで勤務した。

社会保険庁の記録では平成4年1月から同年4月までの標準報酬月額が
17万円になっており、会社が倒産した時に社長が夜逃げしたので、私が社
長の代わりに社会保険事務所へ適用事業所に該当しなくなったための手続
等の相談に行ったが、その時に標準報酬月額が訂正されたのではないと思
う。

申立期間については、給料が減額されることもなく、報酬に見合った保険
料が控除されていたので元の標準報酬月額である44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人
が主張する44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくな
った後の平成9年1月24日付けで、申立人と同社社長の標準報酬月額の記録
が保険料徴収に係る時効の2年を超えて、5年前の4年1月にさかのぼって引
き下げられており、申立人については、標準報酬月額（平成4年1月から同年
9月まで44万円、同年10月から6年9月まで47万円、同年10月から8年9
月まで50万円、同年10月から12月まで53万円。）が4年1月から8年12
月まではいずれも9万8,000円に遡^{そきゅう}及訂正され、その約1か月後の9年2月28
日付けで再び申立人の4年5月以降の標準報酬月額については、それぞれ遡及

訂正前の金額に遡^{そきゅう}及訂正されているものの、申立期間に係る標準報酬月額については遡^{そきゅう}及訂正前の44万円ではなく17万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の部長職であった者から、申立人は、申立期間当時、名目上は取締役であったものの、経理業務を担当する社員であり、経営に関する事項や社会保険関係事務には関与していない旨の証言が得られた。

また、申立人自身も、平成9年にA社が倒産した当時、社長の所在が不明であったことから、代わりに社会保険事務所へ出向いたが、「適用事業所に該当しなくなったための手続等について相談した記憶はあるものの、標準報酬月額の引き下げについては関与しておらず、了解した覚えも無い。」と陳述していることなどから、申立人が上記の標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正について同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から44万円と訂正することが必要と認められる。

大阪厚生年金 事案 3711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年11月1日まで

私は、昭和37年8月から平成7年10月までA社に継続して勤務したが、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間は、A社C支社から同社B本社に転勤となった時期であり、継続して同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年6月30日に同社C支社から同社B本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の同社における資格取得日は社会保険庁の記録どおりの昭和40年11月1日と記載されていることから、事業主が同一日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年10

月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和35年9月27日に入社し、39年6月31日に同社を退職するまで継続して同社B支店で勤務していた。

厚生年金保険の加入期間が4か月空白とされていることに納得がいかない。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社B支店に勤務し、申立人と同一期間に厚生年金保険の記録の無い同僚二人は雇用保険の記録により、申立期間も継続して同社B支店で勤務していたことが確認できる。また、上記同僚二人の証言によれば、申立人は、申立期間も継続して同支店に勤務していたことが推定できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B支店は申立期間直後の昭和37年9月1日に新規適用事業所となっていることが確認できる。

一方、申立人は健康保険が使えなかった期間は無かったと陳述しているところ、同社に係る被保険者名簿をみると、申立人は昭和37年5月30日に資格を喪失となっているものの備考欄に健康保険証の返却を示す「証返」の記述はみられない。また、申立人と同様にA社から同社B支店に異動した上記同僚二人の雇用保険の記録は継続して加入していることが確認できるところ、社会保険庁の記録におい

て、当該同僚二人の厚生年金加入記録は申立期間と同じ期間が空白期間となっていることが確認できる。

以上の状況から、A社は、申立人が在籍する同社B支店を独立した適用事業所とするための手続を行い、申立人に係る資格喪失日を昭和37年5月30日として届出を行ったが、新規適用時期が遅れたために、申立人の資格取得日が同年9月1日となり、申立人の被保険者期間に空白が生じたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料は引き続きA社により給与から控除されていたと認められ、適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の資格の取得及び喪失日を確認すると、申立人と同じように複数名欠落していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成11年1月31日になっている。しかし、同社には同年1月末まで在職し、同年1月の保険料が控除されていることは給与明細書で確認できるので、被保険者資格喪失日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記録訂正事項通知書によると、申立人の資格喪失日を平成11年2月1日から同年1月31日に訂正する届出が同年7月2日に提出されていることが確認できる。

しかし、申立人保管の雇用保険被保険者離職票の離職理由は「契約期間満了」となっており、具体的な事情欄には「定年退職、契約満了」と記載されていることから、申立人は、平成11年1月31日まで在職していたと考えるのが相当であり、A社が資格喪失日を訂正する届出に添付した理由書に記載された「2月初旬は、仕事が忙しい為1月31日（日曜日）を平日だと勘違いして急いで作成して提出したため。」という理由は、合理的なものとは考え難い。

また、申立人保管の給与明細書から平成11年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、当該事業所は、厚生年金保険料を申立人に返金したと陳述しているものの、返金した事実を明らかにできる領収書等の資

料を保有しておらず、申立人は、「当該事業主から厚生年金保険料の返金は受けていない。」としていることから、返金については不明と判断せざるを得ない。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主保管の厚生年金保険被保険者記録訂正事項通知書により、事業主が申立人の資格喪失日を平成11年2月1日から同年1月31日に訂正する届出が提出され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和30年4月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和31年5月1日に同社B支店から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、納付したとしているが、同時期にA社B支店から異動した者については、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じている者が多数見受けられることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月21日から同年12月1日まで

私は、A社(B市)に勤めていたが、会社を解散することになり、常務から「設備をグループ会社のC社(D県E市)に移すので指導に行ってくれ。」と言われた。申立期間中の給与はA社から継続して支払われていたのに被保険者期間に1か月の空白が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の給与明細書及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年12月1日に同社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和46年12月21日に適用事業所で無くなっており、申立期間当時の事業主及び取締役は既に亡くなっているため、これらの者からは保険料納付については確認することはできなかったが、申立人と同様に同僚3人にも厚生年金保険被保険者期間の欠落がみられることから、事業主が同年11月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和42年3月1日に正社員として入社し、途中、子会社のB社への出向はあったが、申立期間も含め現在まで継続して勤務しているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和60年6月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資格喪失日を誤って昭和60年5月31日と届け、保険料は納付していなかった。」と陳述している上、事業主が資格喪失日を昭和60年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和36年5月8日から平成10年11月16日まで継続勤務し、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及びB健康保険組合の記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も継続して勤務し（昭和46年1月1日にA社B事業所から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、昭和46年2月1日付けでA社本店において、資格を再取得したとされる者のうち数名が、被保険者期間に1か月の欠落が生じていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申し立て期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月30日から同年7月1日まで及び33年4月1日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を32年7月1日に、同社B事業所における資格取得日に係る記録を33年4月1日に訂正し、32年6月の標準報酬月額を7,000円とし、33年4月から同年10月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月から同年10月1日まで
② 昭和32年6月30日から同年7月1日まで
③ 昭和33年4月1日から同年11月1日まで

A社に、昭和31年3月に入社し、36年2月まで勤務したが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社には一貫して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、A社の在籍証明書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和32年7月1日にA社B事業所から同社本社に異動、33年4月1日に同社本社から同社B事業所に異動。)、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当であり、申立期間③に係る標準報酬月額については、33年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険の届出手続で何らかの過誤があったものと思われるとしており、申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和 32 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。) 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A 社の在籍証明書及び複数の同僚の供述から、申立期間①当時も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社では入社当初に試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入していなかったと供述している同僚がいることから、申立人と同時期に入社したほかの同僚について厚生年金保険の加入状況を確認したところ、ほとんどの同僚が入社 6 か月後に厚生年金保険に加入していることが認められ、申立人についても、入社 6 か月後の昭和 31 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入する旨の届出が行われたものと考えられる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和51年3月31日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和51年3月31日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月31日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月22日から51年3月31日まで
② 昭和51年3月31日から同年5月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和50年9月22日となっているが、51年4月30日まで勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和51年4月30日となっており、申立人が、同社に申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理している被保険者名簿においては、申立人及び同僚9名の資格喪失日が昭和50年9月22日と記録されているが、このうち申立人及び同僚3名については、当該資格喪失日以降の、同年10月の標準報酬

月額の時給決定の記録があり、さらに、申立人及び同僚1名に同年12月10日に健康保険被保険者証を再交付した記録があることから、同年12月10日以降に資格の喪失の手続がさかのぼって行われたものと判断される。この点につき、同僚6名については、同年10月の標準報酬月額の時給決定の記録は無いが、当該社会保険事務所では、標準報酬月額の時給決定時に、前回から標準報酬月額に変動の無い場合は、記載を簡略した印を記入していたものと認められることから、同年10月に標準報酬月額の時給決定の届出が提出されていたものと推測され、申立人及び当該同僚について、さかのぼって資格の喪失の手続が行われたものと判断される。このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった日である昭和51年3月31日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

申立期間②については、給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、昭和51年3月31日であることが確認でき、申立期間②は適用事業所となっていないが、複数の同僚の陳述から、当該期間において同社には少なくとも15人の従業員が常時勤務していたものと推認されることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②においてA社が適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年7月までの期間、同年9月から46年3月までの期間、48年4月から同年9月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、53年4月から56年9月までの期間及び同年11月から57年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年7月まで
② 昭和44年9月から46年3月まで
③ 昭和48年4月から同年9月まで
④ 昭和52年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年4月から56年9月まで
⑥ 昭和56年11月から57年4月まで

私は、納付時期及び納付額は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は確実に納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間①のうち、41年10月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、各種氏名検索等を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①から⑥までにおける国民年金保険料の納付方法、納付額及び納付時期等に係る申立人の記憶はあいまいである上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

勤務先の事務担当者から国民年金への加入を勧められ、昭和41年ごろに加入した。加入手続は勤務先の事務担当者が行ってくれたと思う。

保険料の納付についても、その事務担当者が従業員^の分を一括して行ってくれていた。

昭和48年12月に会社が厚生年金保険の適用事業所になった際に、その年度分として4,000円から5,000円までぐらいの保険料を納付したことがある。

厚生年金保険に加入してから、申立期間の保険料として3,000円又は5,000円をまとめて事務担当者に渡し納付した記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月以降に勤務先の事務担当者を通じて申立期間の国民年金保険料を一括納付したのに、未納とされているとして申し立てている。

この場合、申立期間の保険料の納付は特例納付によることとなるが、一括納付した時期についての申立人の記憶は曖昧である。

また、昭和48年12月以降、特例納付は2回実施されているものの、申立期間に係る保険料額は、1回目で納付した場合が5万4,000円、2回目で納付した場合は24万円となり、申立人が事務担当者に預けたとする額(3,000円又は5,000円)とは符合しない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、特例納付による保険料を含め、申立人の保険料の納付を担っていたとされる事務担当者は既に死亡しているため、その詳細は不明である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名別読検索等を

行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

A市で大学に通っていた昭和43年4月から48年3月までは、亡くなった母が郷里で、私の年金保険料を支払ってくれていた。

「20歳になったから年金をかけておくからね。」と母が言い「お願いします。」と私が返した会話や、私の名前が書かれ、丸いはんこが押された黄土色の年金手帳を、母から見せてもらった記憶がある。

母が私のために掛けてくれた年金が、空白とされているのは、天国にいる母に申し訳がないので申立てをした。

申立期間の保険料は納付されているはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学に在学していた期間は母が国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入記録をみると、申立人は平成19年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は既に他界しているため、国民年金保険料の納付をめぐる事情等は不明である。

さらに、申立人の母については、申立期間の一部に当たる昭和45年6月から48年3月までの期間の保険料が納付済みとなっているものの、これは再開5年年金により49年4月以降に納付されたものであり、この制度によって申立人の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の母は、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、申立人の父は既に他界している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び平成12年9月から14年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 平成12年9月から14年9月まで

昭和36年9月ごろに退職をしてから、A市役所に行き国民年金の加入手続をし、39年の結婚後は、B市役所で主人と夫婦二人分の加入手続をした。

申立期間①については、郵便局等金融機関で納付していた。金額は100円から200円ほどで、半年ごとに支払っていたので、夫婦二人分で2,400円ぐらいだった。

申立期間②については、口座振替で納付し、通帳にも記帳されている。確かに納めたので納付の事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和36年9月ごろにA市役所で国民年金への加入手続を行い、その後、金融機関で国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の年金手帳記号番号は、昭和43年5月13日にB市で払い出されていることが確認でき、申立人の36年9月にA市で国民年金の加入手続をしたとする陳述とは符合しない上、申立期間のうち、一部の期間については、既に時効の到来により、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間に居住していたA市及びB市では、申立期間の保険料は印紙検認方式により収納しており、金融機関で納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間は72か月と長期に及ぶ上、その期間には厚生年金保険の

加入期間も含んでいる。

加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、婚姻後の昭和39年12月から42年3月までの期間について、申立人の夫の保険料も未納とされている。

一方、申立期間②について、申立人は自身の銀行口座から国民健康保険料及び国民年金保険料を口座引落としにより納付していたと陳述しているところ、申立人は満60歳の到達により資格を喪失した記録となっており、この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

また、平成11年7月から14年12月までの期間について、これら保険料の納付状況をみると、11年7月から12年8月までの期間の保険料は口座引落としにより納付されている一方で、申立期間の保険料は納付がなされていないことが、申立人の所持する金融機関の預金通帳から確認できる。

さらに、申立人に対し別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
いつごろかは覚えていないが、当時の住所地だったA市B区で母が国民年金への加入手続をしてくれ、保険料を集金人に納付してくれていた。
結婚後、C市へ引っ越してからは、自身で保険料を納付するようになり納付を続けてきた。
しかし、納付記録をみると申立期間の保険料が未納とされていた。
保険料は母が家に来ていた集金人に納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが母が国民年金への加入手続を行い、結婚後、C市に転居するまでの期間は、母が保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和36年12月20日にA市B区で申立人の姉と連番で払い出されていることが確認できる。

しかし、A市B区の国民年金被保険者名簿によると、昭和39年に不在被保険者として取り扱われていることが、また、手帳記号番号払出簿にも不在削除と記載されていることが確認できる。申立人は同年5月に出産し、当時はC市に居住していたと思うとしており、国民年金に関する転居手続が適切になされていなかったと考えられる。

また、当時申立人及びその母と同居し、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の姉についても、申立期間における保険料は未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保

険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しているため、国民年金保険料の納付をめぐる事情等は不明である。

加えて、氏名別読検索を行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年12月まで

私は、昭和38年3月から厚生年金保険に加入している会社に勤めていたが44年5月に退職した。退職後の同年6月に次の会社に就職したが、この会社は厚生年金保険が無かったので私自身で国民年金に加入した。

当時、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料も市役所で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料を継続的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、基礎年金番号導入後の平成10年12月17日であること、この時点で申立人が国民年金被保険者資格を昭和44年6月1日にさかのぼって取得していることが、A市の電算記録（国民年金届出書情報）から確認できる。この加入手続が行われた時点で、申立期間の保険料は時効により、制度上納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に基礎年金番号導入前の国民年金手帳記号番号の払い出しを受けていなければならないが、別読みによる氏名検索を行ったほか、居住地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の昭和44年6月から46年1月までの内容を確認したが、申立人に同記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時の保険料収納は印紙検認方式であったことから、保険料を納付する際は年金手帳が必要となるが、申立人は国民年金手帳の交付は受けていなかったと陳述するなど納付手続に関する記憶が定かでないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

当時、母親が私の国民年金保険料を納付していた。女性の集金人さんが自宅まで来ていた記憶はあるが、納付方法は覚えておらず、国民年金保険料を納付していた母親は既に他界しており確認できない。

また、昭和55年に自宅が被害を被り、納付したことを証明する書類は残っておらず、現存しているのは年金手帳の3冊のみであるが、母親が保険料を納付していたはずなので未納扱いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、女性の集金人が自宅まで来て、母親が私の国民年金保険料を納付していたので未納は納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況及び申立人の所持する国民年金手帳の再発行日から、申立人の国民年金への加入手続は、昭和40年6月から同年10月ごろに行われたものと推定される。この場合、少なくとも申立期間である36年10月から38年3月までの保険料は時効の成立により制度上、特例納付でなければ納付できない期間に当たり、同年4月から40年3月までは過年度納付期間に当たっているが、市では集金人による特例納付及び過年度納付の取扱いは行っておらず、集金人に保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の市の国民年金被保険者個人票を見ると、申立期間である昭和36年10月から40年3月までは未納の記録になっているほか、申立人は、申立期間の保険料納付手続に直接関与しておらず、納付を行っていたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行ったほか、住所地を管轄する社会保険事務所の払出簿の内容を確認したがその形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの期間及び62年5月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで
③ 昭和62年5月から平成2年1月まで

申立期間①については、時期ははっきりとは覚えていないが、私の母が、父の分と一緒に私の国民年金に加入してくれ、その後、父の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②及び③については、A市に転居後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、保険料が納付できない時は免除申請もしていたので、長期間未納と記録されていることに納得がいかない。

申立期間①については納付済みに、申立期間②及び③については、納付又は申請免除にそれぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母が父の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年6月ごろに、申立人の父と連番で払い出されているが、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できない上、B市C区保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の「過去の納付記録」の昭和37年度及び38年度の欄には、それぞれ未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人の父は、手帳記号番号払出し後、昭和36年4月までさかのぼ

って保険料を納付しているが、これは、同人の場合、国民年金の受給要件を満たすために、手帳記号番号が払い出された39年6月の時点において、少なくとも1年3か月の保険料をさかのぼって納付する必要があったためと考えられ、申立人とは受給権の確保に関する条件が大きく異なっており、同期間の申立人の保険料も同様にさかのぼって納付されたとはまでは考え難い。

さらに、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとされる申立人の母は既に死亡しており、申立期間①に係る納付状況等の詳細は不明である。

申立期間②及び③については、申立人はA市に転居後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、保険料が納付できない時は免除申請をしていたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間②及び③の保険料納付又は申請免除手続に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の妻は、当時の記憶は定かでないとしている上、妻自身も申立期間②及び③は未納である。

また、社会保険庁の記録から申立期間③直後の平成2年2月及び同年3月の保険料が納付期限直前の4年3月に過年度納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間②及び③の保険料は、制度上、時効により納付できない。

さらに、申立期間③のうち、少なくとも平成元年度の保険料の免除が承認されている場合、制度上、保険料は過年度納付できず、追納による保険料納付となるところ、平成元年度の一部である平成2年2月及び同年3月の保険料が過年度納付により納付されていることから、平成元年度の保険料は免除申請されていなかったものと推認される。

加えて、申立人に係るA市の収滞納一覧表を見ると、昭和61年4月から62年3月までの期間及び同年5月から平成2年1月までの期間に定額保険料の納付書が発行されたものの未納と記録されており、納付又は免除を示す事蹟^{じせき}は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで

A市に転居後、集金人が自宅に来たので、国民年金保険料を納付していた。保険料を滞納した時、集金人から免除申請のことを聞いたが、免除申請に市役所へ行った記憶は無い。

その後、毎年市役所から免除についての問い合わせの往復はがきが届き、その裏面に記載していた「免除の申請をする」に丸印をして、毎回夫の分と一緒にはがきを返送していた。

それなのに、申立期間①及び②について、夫は免除と記録されているのに、私が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の当時、毎年申立人及びその夫に係る免除申請の意向確認の往復はがきがA市から届き、夫の分と一緒に自分の返信はがきにも免除申請をすると記載して返送していたので、申立期間①及び②は免除が承認されていたはずであると申し立てている。

しかし、申立人及びその夫の国民年金記録をみると、昭和41年11月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された後、47年9月までは夫婦共に未納であるが、申立人の夫は同年10月から61年3月まで継続して申請免除とされているのに対し、申立人は、53年4月から54年3月までの保険料を納付しており、申立人が、その夫と同様に毎年免除が承認されていたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者検認台帳において、申立期間①

直後の昭和 55 年度の納付状況欄に「職権免除」と記載されていることが確認できる。A 市は、この職権免除の記載について、前年度がすべて未納の被保険者に対して、往復はがきで免除申請の必要性を問い合わせ、申請免除が必要として返信を送付してきた被保険者について、免除申請書が出されたものとみなして社会保険事務所へ送付し、免除の承認が行われた場合に被保険者検認台帳に「職権免除」と記録していたとしていることから、申立期間①である 54 年度の保険料は未納であったと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳には、昭和 54 年度から 57 年度までの各年度に催告が行われたことが記載され、このうち 55 年度のみは「当年度申免」と記載されていることから、免除が承認されていた同年度の保険料を除き、ほかの期間は免除が承認されずに未納であり、それぞれの年に過年度納付の納付書が発行されていたことが推認される。

加えて、申立期間①及び②当時の免除申請の手続は、被保険者から市役所に提出された免除申請書を市役所が社会保険事務所へ送付し、社会保険事務所において承認や却下の審査を行い、審査結果は社会保険事務所から市役所を經由して被保険者に通知される取扱いであった。

審査の結果、免除申請が承認された場合、社会保険事務所において被保険者記録に記録されるとともに、市役所においても社会保険事務所からの通知に基づき被保険者検認台帳に記載されることになるが、申立人に係る特殊台帳及び A 市の被保険者検認台帳ともに、昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月までの期間は申請免除と記録されているものの、申立期間①及び②については申請免除と記録されておらず、合計 6 年間の免除の記録が、社会保険事務所及び市役所の双方でそれぞれ同時に漏れたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3000

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、特例納付により納付された保険料以外に重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和35年10月ごろに、集金人に勧められ国民年金に加入した。加入後は、毎月自宅に来る集金人に、私の国民年金保険料のみを納付していた。

昭和53年ごろ、年金記録の確認の案内がありB市役所で私の年金の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納であると言われたので、やむなく申立期間の保険料を特例納付した。

しかし、申立期間の保険料については、申立期間当時に集金人に納付していたことは確かなので、特例納付で納付した保険料について、重複して納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和53年ごろに特例納付により納付しているが、これとは別に、申立期間の保険料を36年4月から39年3月までの間、毎月自宅に来る集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月ごろにA市で、申立人の元夫と連番で払い出されているものの、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳では、申立人及びその元夫ともに申立期間の保険料は未納である。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿の検認記録の昭和36年度欄には、「時効消滅」の押印が有り、これについてA市は、同年度が未納であり、制度上、時効により保険料が納付できなくなつてからの時期にその旨を記入したものであるとしている。

さらに、申立人は、第3回特例納付期間に申立期間の保険料を特例納付しているが、市町村が特例納付の納付書を発行する場合でも、社会保険事務所に対して被保険者の納付記録を確認していることから、特例納付の納付書を発行したとされるB市及び社会保険事務所の双方において、当時、申立期間は未納と記録されていたものと推認される。

加えて、申立期間当時にA市で保険料が現年度納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時に保険料が現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、特例納付により納付されている保険料以外に、申立期間の保険料を納付していたと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年3月まで

私は、昭和51年3月に国民年金に加入し、昭和51年度から60年度まで(昭和59年度を除く。)は、毎年国民年金保険料を前納により納付していた。昭和58年5月に厚生年金保険に加入し、前納した国民年金保険料が重複納付になることを認識していたが、重複納付となった保険料は自動的に還付されるものと思っていたので、特に還付請求はしなかった。

平成17年4月に、社会保険事務所から、昭和58年5月の国民年金保険料が還付されたが、申立期間の国民年金保険料については還付を受けていないので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年度の国民年金保険料を昭和58年4月に前納したところ、同年5月に厚生年金保険に加入したため、納付済みの国民年金保険料が過誤納となり、このうち同年5月の保険料は平成17年4月に還付されたが、昭和58年6月から59年3月までの保険料については、自ら還付請求をした覚えも無く、還付されていないと申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳には、昭和58年6月1日に申立人が国民年金被保険者資格を喪失していることが記録され、同年6月から59年3月までの各月の納付記録欄には「還付」と押印されている上、備考欄には「還付 58年6月～59年3月 57,150円(58.7.8)」と58年7月8日に還付決議が行われたことが記載されている。

申立期間当時は、基礎年金制度の導入前の時期であり、市町村及び社会保険事務所では、国民年金被保険者からの届出があるまで、被保険者が厚生年金保険へ加入している事実の把握が困難であったことから、申立人が、昭和58年

6月1日から同年7月8日までの間に、厚生年金保険への加入による国民年金の資格の喪失の届出を行ったと考えるのが自然であり、これを踏まえれば、還付決議に至るまでの事務処理及び特殊台帳の記録に不自然さは見当たらない。

なお、平成17年4月の還付は、同年3月に申立人の国民年金資格の喪失日が、昭和58年6月1日から同年5月1日に訂正されたことによるものである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和54年ごろ、友人に勧められて国民年金に加入し、加入後の国民年金保険料は、すべて自分で納付した。

時期は定かでないが、過去の未納保険料もさかのぼって60万円程度を一括で納付し、その後しばらくして10数万円を納付した。保険料をまとめて納付したのはこの2回だけである。

申立期間について未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を含む過去の未納保険料について、60万円程度と10数万円の2回に分けて、さかのぼってまとめて納付したと申し立てている。

申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月ごろに払い出されており、申立人は、51年1月から53年3月までの保険料を同年12月に過年度納付するとともに、40年4月から50年12月までの保険料を55年6月に特例納付していることが社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳により確認でき、これは、申立人がさかのぼってまとめて納付したとする保険料納付の回数に合致し、納付金額にほぼ符合する。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、昭和53年6月ごろの国民年金手帳記号番号の払出し後に特例納付する必要があるが、申立人が行った55年6月の特例納付は、申立期間の保険料の納付を含んでおらず、申立期間の保険料も併せて納付したとすると、その金額は申立人が記憶する60万円程度という金額と大きくかい離するほか、申立期間の保険料の特例納付を

別の機会に行ったとすると、さかのぼってまとめて納付したのは2回だけであるとする申立ての内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、60歳まで保険料を納付しても年金受給権は発生せず、申立人が行った過年度納付及び特例納付の月数を合計することにより納付月数が309か月となることから、これらの納付は、年金受給に必要な300か月の保険料納付期間を満たすために行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足に当たり、準備期間中に将来に備えて加入を申し込み、徴収が開始された昭和36年4月から夫婦で夫婦二人分の保険料を納付してきた。保険料は、夫が夫婦二人分をまとめて、当時営んでいた店まで集金に来ていた人に納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度発足に当たり、C市在住中の準備期間中に加入手続きを行い、昭和36年4月以降、継続して集金人に保険料を納付してきたと申し立てている。また、申立人夫婦は、38年4月にC市からD市に転出していることが戸籍の附票から確認できる。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、B市において、昭和38年12月に夫婦連番で同手帳記号番号（以下、「手番A」という。）の払出しを受けていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、36年9月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、C市では、昭和37年2月から集金人制度が始まったことが、当時の広報紙から確認でき、36年4月から集金人に国民年金保険料を納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、当時の住所地に係る同手帳記号番号払出簿の記録を確認したところ、申立人夫婦には、昭和36年12月に手番Aとは別の同手帳記号番号（以下、「手番B」という。）の払出しを受けていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる一

方、当該払出簿には「消除」の押印が認められ、いったん払い出されたものの取消しに準じた処理がなされた形跡がうかがえる。また、申立人夫婦がC市で払い出された手番Bにより、申立期間の保険料を継続して集金人に納付していた場合、夫婦は既に年金手帳記号番号を所持していたにもかかわらず、転居後のD市で新たに手番Aの交付を受けたことになり不自然さは否めない。これらの点を踏まえると、申立人夫婦は同年12月にC市において、いったんは手番Bの払出しを受けたものの、保険料納付はなされないまま取消しに準じた処理がなされ、転居後のD市で昭和38年度に新たに交付された手番Aにより、同年度から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、別の同手帳記号番号による保険料納付の可能性について、旧姓を含めて氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足に当たり、準備期間中に将来に備えて加入を申し込み、徴収が開始された昭和36年4月から夫婦で夫婦二人分の保険料を納付してきた。保険料は、夫が夫婦二人分をまとめて、当時営んでいた店まで集金に来ていた人に納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度発足に当たり、C市在住中の準備期間中に加入手続きを行い、昭和36年4月以降、継続して集金人に保険料を納付してきたと申し立てている。また、申立人夫婦は、38年4月にC市からD市に転出していることが戸籍の附票から確認できる。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、B市において、昭和38年12月に夫婦連番で同手帳記号番号(以下、「手番A」という。)の払出しを受けていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、36年9月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、C市では、昭和37年2月から集金人制度が始まったことが、当時の広報紙から確認でき、36年4月から集金人に国民年金保険料を納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、当時の住所地に係る同手帳記号番号払出簿の記録を確認したところ、申立人夫婦

には、昭和 36 年 12 月に手番 A とは別の同手帳記号番号（以下、「手番 B」という。）の払出しを受けていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる一方、当該払出簿には「消除」の押印が認められ、いったん払い出されたものの取消しに準じた処理がなされた形跡がうかがえる。また、申立人夫婦が C 市で払い出された手番 B により、申立期間の保険料を継続して集金人に納付していた場合、夫婦は既に年金手帳記号番号を所持していたにもかかわらず、転居後の D 市で新たに手番 A の交付を受けたことになり不自然さは否めない。これらの点を踏まえると、申立人夫婦は同年 12 月に C 市において、いったんは手番 B の払出しを受けたものの、保険料納付はなされないまま取消しに準じた処理がなされ、転居後の D 市で昭和 38 年度に新たに交付された手番 A により、同年度から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、別の同手帳記号番号による保険料納付の可能性について、氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで

私は、年金受給の確認のため平成9年ごろ区役所の年金係に行ったところ、申立期間の4年分が未納とされていることを知りました。しかし、申立期間は当初は未納でありましたが、昭和50年代ごろに集金人と話をして折、どの期間でも支払える時期であると聞いて、一回で全部を直接集金人に店先で夫婦二人分を併せて特例納付しましたので、未納とされていることに納得できません。金額の記憶は一月あたり700円から800円ぐらいで総額6万円ぐらいだったと思うがはっきりとは覚えていません。納付書を取得した記憶は無く、区役所へも行っていません。領収証は手帳に挟んでいたと思うが、引越時時に処分してしまい、何も残っていません。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期ははっきりしないが昭和50年代ごろ、特例納付により申立期間の保険料を集金人に現金で一括納付したと申し立てている。

一方、申立人が特例納付したとする昭和50年代には、第2回及び第3回特例納付が可能であったものの、市では、いずれの特例納付実施時にも国庫金となる保険料の徴収事務を行っておらず、集金人に納めたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人が特例納付を行うためには、区役所又は社会保険事務所で国庫金納付書を取得する必要があるが、申立人は特例納付に当たって納付書を入手していないとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は特例納付を行った時期が定かではないほか、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年5月まで

私は、昭和41年、区役所の出張所で国民健康保険と国民年金に加入して保険料を納めてきた。それなのに未納とされているのはおかしい。保険料額は覚えていないが、3か月おきに現金で役所の窓口で納めてきたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料は3か月ごとに区役所の窓口で納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人が申立期間当時居住していた住所地を管轄する社会保険事務所において、昭和41年1月から同年10月までの期間及び申立期間について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらなかった。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、この点については、申立人が加入手続を行ったとするA市において、国民年金に係る手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿（原票）が不存在であり、索引簿にも申立人の氏名の記載が存在しない状況と整合している。

さらに、未統合記録の可能性を確認するために、氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3007

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年3月まで

私は、大学生になった昭和47年8月ごろから国民年金に加入し、会社に勤めていた時も保険料を継続して納めてもらっていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。当時の保険料金額は覚えていないが、加入手続は母が行い、納付は母が毎月集金人に納めていたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月ごろに加入手続を行い、以降の保険料については、申立人の母親が毎月集金人に納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入記録をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和51年4月8日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に納付できない期間になっているほか、47年8月ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金記録をみると、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁のいずれの記録においても、昭和51年4月1日付け強制加入として資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかった。

加えて、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年4月まで

私は、昭和36年6月から集金人に保険料を納めてきたが、途中で支払い続ける気が無くなり、未納期間を残したまま資格の喪失の届出をした。

その後、年金への認識が改まり、昭和52年10月に再加入し、それ以降に申立期間の保険料をさかのぼって納めた。金額は忘れてしまったが、市役所内の銀行の窓口で市役所から送られてきた納付書に現金を添えて毎月納め、領収書も受け取った。

その領収書を収めた年金手帳を年金請求手続き時に回収されてしまい、領収書も無くなってしまったが、保険料を納めたのは間違いなく、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、昭和36年6月30日に任意加入で新規に国民年金の資格を取得し、39年5月に資格を喪失した後、52年10月に再び任意加入で資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、再取得した同年10月時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したと申し立てている昭和52年10月以降には特例納付期間が存在したが、申立期間は任意加入期間であり、特例納付は強制加入期間のみに可能であったことから、制度上、申立期間について特例納付は行えない。

さらに、申立人は納付金額に関する記憶は定かではないほか、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年12月まで

昭和48年1月に長女が生まれて間もないころ、妻の母親から国民年金の加入を勧められたので、妻が区役所に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入後は、妻が夫婦二人分の保険料を区役所又は銀行で一緒に夫婦二人分を納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の所持する夫婦の年金手帳を見ると、最初の住所欄に、区役所が押したとみられる「A区」のゴム印が確認でき、加入手続が行われたのは、旧B区が分区しA区となった49年7月以降であることが分かる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるほか、同年金手帳に同年2月28日に付加年金に加入したことが記載され、特殊台帳の記録とも一致していることから、このころに、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推測される。この時点において、申立期間のうち、49年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻は、保険料を過去にさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している上、申立期間は、申立人の妻も同様に未納となっていることから、加入手続が行われたとみられる昭和52年2月の時点において納付期限内であった同年1月の保険料から夫

婦一緒に夫婦二人分の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付期限内に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年12月までの期間及び55年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年12月まで
② 昭和55年1月から平成元年3月まで

昭和48年1月に長女が生まれて間もないころ、母親から国民年金の加入を勧められたので、私が区役所に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入後は、私が夫婦二人分の保険料を区役所又は銀行で一緒に納付してきたのに、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②が昭和63年度まで免除とされているが、同年度の市・府民税納税通知書の社会保険料控除額の欄に、30万円と印字されており、これには私の国民年金保険料も含まれているはずである。昭和55年に私が数か月間入院したため、私の保険料のみを免除申請したことは知っているが、9年もの長期間にわたり免除とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年ごろ、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の所持する夫婦の年金手帳を見ると、最初の住所欄に、区役所が押印したとみられる「A区」のゴム印が確認でき、加入手続が行われたのは、旧B区が分区しA区となった49年7月以降であることが分かる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるほか、同年金手帳に同年2月28日に付加年金に加入したことが記載され、特殊台帳の記録とも一致していることから、このころに、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推測される。この時点において、申立期間①のうち、49年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦の保険料を一緒に納付してきたとする申立人は、保険料を

過去にさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している上、申立期間①は、申立人の夫も同様に未納となっていることから、加入手続が行われたとみられる昭和 52 年 2 月の時点において納付期限内であった同年 1 月の保険料から夫婦一緒に夫婦二人分の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間①の保険料を納付期限内に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和 63 年度から平成 4 年度までの市・府民税の納税通知書を所持しており、昭和 63 年度納税通知書の社会保険料控除額の欄に 30 万円と印字されていることを根拠として、この当時から、申立人も申立人の夫と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の所持する納税通知書により、各年の社会保険料控除額及び市・府民税額から試算した国民健康保険料額(概算)に基づき、申立人夫婦が納付したと思われる国民年金保険料相当額を推計すると、申立人が免除期間中である昭和 63 年の当該相当額は、申立人の夫一人分の年間国民年金保険料額とおおむね一致し、平成元年の当該相当額は、申立人の夫の納付記録にある昭和 64 年 1 月から平成元年 12 月までの 1 年の保険料及び申立人の納付記録にある同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月の保険料を合算した金額とおおむね一致するとともに、2 年及び 3 年の当該相当額は、ともに夫婦二人分の年間保険料額とおおむね一致していることから、この間の申立人夫婦に係る社会保険庁の納付記録と符合していることが分かる。しかしながら、申立人が納付の根拠としている昭和 63 年度の納税通知書に印字された昭和 62 年の社会保険料控除額は、ほかの年の控除額と異なり、「300,000」円と丸い金額で計上されている上、これにより推計した同年の国民年金保険料相当額は、一人分の年間保険料額だけでなく、夫婦二人分の年間保険料額とも大きく異なっており、信憑性に欠ける。

また、申立人は、昭和 55 年に免除申請を行った後、納付を開始した具体的な時期についてはよく覚えていないが、9 年間も免除されていたことに驚いていると陳述するのみであり、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの期間及び昭和53年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年6月まで
② 昭和53年4月から57年3月まで

私達夫婦は、昭和36年ごろ区役所から来た集金人に勧められて、国民年金に加入し、保険料の納付が遅れた時は一括して納付したこともあったが、集金人に言われるままに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間①については、免除の手続を行った覚えは無く、時期は定かではないが、保険料を税金などと一緒に一人当たり6万円程度をまとめて納付した記憶がある。

申立期間②については、夫婦二人分の保険料を送られてくる納付書で区役所内の銀行又は取引先の信用金庫で毎月納付していた。また、生活保護など一度も受けたことが無いのに、この期間が、当初間違っただけで法定免除とされ、今回社会保険事務所に申し出た後に申請免除に訂正された。この間違いのために、納付記録が失われたものと考えている。

それぞれ納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに国民年金に加入したと申し立てしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、42年に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推定され、加入時期において申立人の記憶と符合しない上、申立人が申立期間①の保険料を納付したとする時期や当時の納付状況について、申立人から具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金の資格を取得した昭和36年4月から52年3月までの16年間にわたり申請免除の期間とされ、免除を前提として、同年7月30日にその時点で10年の時効完成前であった42年7月から

48年3月までの保険料を追納していることが確認できるとともに、52年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、この時期に保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。したがって、初めて追納を行ったとみられる同年7月時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の保険料を、送られてくる納付書で毎月納付していたとし、この期間が間違つて法定免除とされたことにより、納付記録が失われたのではないかと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、当初、申立期間②を含む昭和52年10月から59年3月までの期間が法定免除とされていたことが確認できるが、これについて関係機関を含めて調査したところ、申立てどおり、申立人夫婦が生活保護等により法定免除とされる事情は見当たらなかつた上、平成20年5月に法定免除から申請免除に記録が訂正されていることから、当時、免除の取り扱いに関し適正な事務処理が行われなかつた可能性もうかがえる。

しかしながら、申立人夫婦の特殊台帳及び納付記録をみると、夫婦共に当該免除期間の始まる昭和52年10月から申立期間②直前の53年3月までの保険料を、約6年後の59年4月30日に追納し、その後、納付日は不明であるが、申立期間②直後の57年4月から58年3月までの保険料を追納し、さらに同年4月から59年3月までの保険料を、10年後の時効完成直前である平成5年2月22日に追納していることが確認でき、これら一連の納付行動を踏まえると、申立人は、当時当該期間が記録上法定免除とされている認識は無かつたとしても、少なくとも追納が可能な(免除)期間であつたことを承知していたものと推測される。

また、申立期間②は4年に及び、このような長期間にわたり、申立人夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、当該免除期間の追納が始まつた昭和59年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで保険料をすべて現年度納付していることから、送られてくる納付書で毎月納付していたとする申立人の記憶は、申立期間②当時のものでは無く、同年4月以降の記憶であつたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人と一緒に保険料を納付してきたとする申立人の夫も、申立期間①及び②は納付が無い上、申立人夫婦が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年8月までの期間、同年11月から62年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から同年8月まで
② 昭和61年11月から62年3月まで
③ 昭和62年10月から同年12月まで

私は、申立期間①の直前まで勤務していたA社では、経理を担当しており、年金の手続に関して知識があり、独身で年金に対する意識も高かったので、厚生年金保険と国民年金の切替手続を忘れるはずがない。

申立期間②の直前に勤務していたB社は、当会社に勤務した途端に会社が倒産し、すぐに区役所で国民年金の手続を行った。

保険料もすべて納付してきたのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の記録をみると、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格は、厚生年金保険の記録が判明したことにより、平成14年3月14日に追加されていることが確認でき、この時点において、申立期間①、②及び③の保険料は、時効により納付することができないものと考えられるほか、この時点まで、申立期間①、②及び③は、記録上、国民年金の未加入期間であったことから、申立期間①、②及び③当時においても、申立人が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間①、②及び③当時に国民年金への切替手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとすれば、当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から62年6月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで

昭和58年又は59年ごろ、在日外国人も国民年金に加入できることを知り、私自身が区役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和57年1月から62年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料が未納とされているが、区役所で加入手続を行った時に、さかのぼって納付できる保険料の計算書を作成してもらい、現年度保険料と一緒にさかのぼって納付できた保険料を納付していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年又は59年ごろ、在日外国人も国民年金に加入できることを知り、国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人が主張する国民年金加入手続時期とは符合しない上、この手帳記号番号によっては、申立期間①は、時効の成立により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、国民年金法改正（昭和57年1月1日施行）により、日本国籍を有していない者についても日本国内に居住する場合は、すべての者が国民年金の適用対象となり、国民年金への加入が義務付けられたところであるが、国民年金の老齢年金を受給するために必要とされる25年の受給資格期間（国民年金保険料納付済期間、国民年金保険料免除期間及び厚生年金保険被保険者期間等）

を短縮するとした特別な措置は、昭和 61 年 4 月の同法改正まで講じられていなかった。一方、申立人が国民年金加入手続を行ったと主張する時点では、申立人の年齢は 50 歳を超えており、公的年金の被保険者期間も無かったことから、60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても、25 年の受給資格期間を満たすことはできなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に区役所窓口で 60 歳から高齢任意加入することができるという説明を受けたとしているところ、高齢任意加入制度は昭和 61 年 4 月から開始された制度であり、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立期間②の保険料については、時効後に納付されたため、平成 2 年 4 月 23 日に申立期間②直後の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料に充当処理されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、当該充当処理が適正になされたことを疑わせる事情や充当記録を疑わせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認、複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、自宅で開業していたが、国民年金の加入は昭和36年4月ごろに区役所で行い、その時に国民年金手帳の交付を受けたと思う。

申立期間の保険料については、昭和40年代ごろ、区の団体から「国民年金保険料を完納していない場合、年金の支給時になって全額支払われないので、至急に未納分の保険料を一括で支払うように。」との連絡を受けて、10数万円を一括して支払ったと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年代ごろに、それまで未納となっていた国民年金保険料10数万円を一括納付したと申し立てている。

しかしながら、特殊台帳を見ると、陳述のとおり第2回特例納付実施期間内であった昭和50年10月に、国民年金保険料を一括納付しているが、その納付内訳をみると、申立期間直後の40年4月から47年12月までの期間の保険料8万3,700円について特例納付し、48年1月から50年3月までの期間の保険料2万700円について過年度納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料について特例納付した記録は見られない。

また、申立人は、国民年金保険料を一括納付したのは1回のみであるとしている。

さらに、申立人は昭和2年生まれであり、年金受給資格期間は21年(252か月)であることから、第2回特例納付実施期間中であった昭和50年10月に、年金受給資格期間を満たすために最低限必要な期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によって一括納付したと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3015

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から61年3月まで
私は、昭和51年12月15日に会社を辞めたので、A社会保険事務所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したはずである。
申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の年金加入記録をみると、申立人は、昭和51年12月15日に会社を退職した時点で厚生年金保険被保険者期間が375か月あり、被用者年金の受給資格を満たしていたことから、旧国民年金法第7条の規定に基づき、申立期間については国民年金強制加入被保険者の資格を有していなかった。

このため、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには任意加入被保険者としての加入手続が必要であるが、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、この間、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月10日に払い出されていることから、国民年金法の改正により同年4月1日から60歳に至るまでの期間が強制加入被保険者期間となったことに伴い、この時点で国民年金への加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を社会保険事務所で行ったと申し立てているが、制度上、加入手続は社会保険事務所ではなく、市町村で行っており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から58年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和8年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年8月から58年6月まで

私は、申立期間当時、会社勤務をしており、厚生年金保険被保険者であったが、A区役所の国民年金窓口又は自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。現在も納付した保険料の領収書は残っている。

申立期間の保険料は還付されたことになっているが、社会保険事務所に行ったこともなく、区役所から還付金の説明を受けたこともない。

申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものの、還付された記憶は無いと申し立てているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したことについては、所持している領収証書により確認できる。

しかしながら、特殊台帳を見ると、国民年金保険料16万4,290円が還付決議されている記録が確認できるところ、申立人は、昭和55年8月21日に厚生年金保険被保険者となり、国民年金被保険者資格を喪失したことから、厚生年金保険被保険者期間と重複していた申立期間の納付済み保険料が還付されたものと認められ、還付事由及び還付手続に不自然な点はみられない。

また、特殊台帳には、申立期間とは別の昭和46年6月から50年2月までの期間の保険料についても、厚生年金保険被保険者期間と重複していたことにより還付決定されたことが記載されているが、申立人は、当該還付についても記憶が無いと陳述しているところ、特殊台帳に記載のある2回の還付決定について、いずれも実際に還付が行われなかったとは認め難い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料について、還付金を受け取っていないと主張するのみであり、ほかに還付に係る事務処理が適正になされなかったことや還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る還付金を受け取ったものと考えが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年3月まで

私は、会社を退職した昭和41年2月ごろに親に勧められ、国民年金に加入した。加入手続をしてくれた母は既に他界している。

申立期間の国民年金保険料は、区役所から不定期に年配の女性集金人が来ていたので、母が、自分達夫婦の分と当時同居していた私及び姉の4人分を自宅で納付していた。

姉の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月ごろ、母が国民年金の加入手続を行い、申立人、父母及び姉の家族4人分の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているところ、申立期間に係る父母及び姉の保険料は申請免除期間を除き納付済みとなっている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年7月31日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、43年12月以前の国民年金保険料は制度上納付することはできず、44年1月から46年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付は、

他界した申立人の母が行っており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 33 年 2 月 26 日まで
A社に勤務していた昭和 29 年 6 月 1 日から 33 年 2 月 26 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっているが、受給していない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 5 月 15 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 11 ページ（110 人）に記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 28 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 23 人みられ、うち 22 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、同事業所の被保険者名簿の申立人の欄をみると、申立人の脱退手当金が支給決定されたとする昭和 33 年 5 月 15 日付けで生年月日訂正が行われていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 2 日から 33 年 9 月 8 日まで
: ② 昭和 33 年 9 月 25 日から 35 年 2 月 13 日まで
: ③ 昭和 35 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社、B社及びC社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給したとされる昭和 42 年 2 月 28 日には、長男がまだ 2 歳になっておらず、長女を出産する 1 か月前でもあり、社会保険事務所に行ける状態ではなかった。

脱退手当金の請求手続をしたことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 42 年 2 月 28 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 42 年 1 月 10 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に

不自然さほうがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 19 日から 39 年 11 月 1 日まで

A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年1月18日に支給決定されていることが確認できる。申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年ごろから 23 年 9 月 6 日まで
② 昭和 23 年 9 月 6 日から 25 年 5 月 6 日まで
③ 昭和 26 年ごろから 29 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、連合国駐留軍に接収されていたA県内の施設で勤務し、給料はB市役所から支給されていた。申立期間②については、B市役所で事務吏員として勤務し、申立期間③については、C社の正社員として勤務していたので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、連合国駐留軍に接収されていたA県内の施設に勤務し、給料はB市役所から支給されていて、厚生年金保険にも加入していたと申し立てている。

しかし、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付保発第 92 号厚生省保険局長通知）により、昭和 24 年 4 月 1 日から、連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、A県内の連合国駐留軍に勤務する日本人従業員を管理するD渉外労務管理事務所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 4 月 1 日であり、申立期間①当時、同事務所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、D渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するE防衛局に照会するも、申立人の申立期間①に係る被保険者記録は見当たらず、

申立人が給料を支給されていたと記憶するB市役所も、申立人の申立期間①に係る在籍記録等は確認できず、当時の事情は不明であるとしている。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間②については、B市が保管する記録から、申立人が、昭和23年9月6日から25年5月6日まで、B市で事務吏員として勤務していたことが認められる。

しかし、B市役所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年4月1日であり、申立期間②当時、同市役所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B市は、「申立期間当時、B市は、共済年金及び厚生年金保険の適用事業所では無く、したがって、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除も行っていない。」としている。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間③当時に勤務していたとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、C社の社長の姓を覚えているが連絡先は不明であり、同人から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認しても、申立期間③における被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。

私は、昭和 31 年 1 月に A 社に就職し、当時事業所に住んでいた部長の娘さんが中学校に通っていたのを覚えている。その娘さんは、同年 4 月に A 社に就職したので、私が同年 1 月から在職していたことは間違いない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、A 社において厚生年金保険の加入記録が確認できること及び同僚の陳述内容から判断すると、期間は特定できないが、申立人が、申立期間当時から A 社（現在は、B 社。）に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B 社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管しておらず、当時の役員等も死亡又は所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、A 社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人が「同社が初めて D 業務従事者を募集したときに、同じ D 業務従事者としてほぼ同時期に採用された。」としている同僚の資格取得日は、申立人と同一日の昭和 31 年 6 月 1 日である。

さらに、前述の被保険者名簿から把握した同僚で連絡の取れた 13 人のうち、申立人と同時期に入社している者 7 人についてみると、新卒者及び C 業務従事者として入社している 5 人は、ほぼ入社と同時に厚生年金保険に加入している

のに対し、転職者又はC業務従事者以外の職種で入社している2人は、入社から2か月又は5か月後に厚生年金保険に加入しており、入社から厚生年金保険加入までの扱いに差異がみられる上、当該2人のうち、1人は「試用期間があったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から40年6月1日まで
私は、昭和36年6月からA社に勤務し、37年12月ごろに会社が分かれてB社が設立された後は、同社で40年5月末まで勤務した。
しかし、社会保険事務所には、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。B社が設立された時期に退職した社員と一緒に、誤って被保険者資格を喪失させられたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月にA社から分かれて、同じ事業主がB社を設立した際に同社に移り、以後40年5月31日まで継続勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和37年12月25日付けで「B社」に名称変更されており、同時に事業主も前事業主から申立人自身へ変更されていることが分かる。

また、B社は、社会保険庁のオンライン記録及び法人登記の確認を行ったものの、法人格を有することがうかがえないことから、個人事業所であると考えられるところ、個人事業所の事業主は、制度上、厚生年金保険被保険者になることはできないことから、申立人が、申立期間に同事業所で継続勤務していたとしても、給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、事業所の名称変更及び事業主の変更手続が行われる直前の昭和37年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、A社に在籍していた被保険者の中で同一日に資格を喪失している者は申立人のみで

あり、同時期に退職した社員と一緒に、誤って資格を喪失させられたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険料の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）での資格取得日が昭和34年4月1日であるとの回答をもらった。

しかし、A社には昭和32年2月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

申立期間当時、別の名前を名乗っていたこともあるので、その点も確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の事業主の家族の陳述から、申立人が、申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある全従業員のうち、連絡先の判明した2人に照会したが、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる陳述は得られない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人が申立期間当時に名乗っていた氏名を含む各種氏名検索を行っても、申立期間に該当する記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 31 日から 51 年 2 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿により、申立人は、昭和 48 年 11 月 30 日から同社取締役
に就任していることが確認でき、申立期間当時、同社に在職していたことが推
認できる。

しかしながら、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業
所であったとする記録は無い。

また、A社は昭和 54 年 12 月に解散しており、当時の事業主及び役員の所在
も不明であることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することは
できなかったほか、申立人自身も、申立期間の保険料控除額については記憶し
ていないと回答している。

さらに、各種氏名検索を行ったが、申立期間に係る申立人の被保険者記録は
確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か
ら控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に
より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 6 月 20 日まで

私は、A社に平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 6 月 20 日まで勤務したが、私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間の雇用保険受給資格者証を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社で申立期間に勤務していたことは、雇用保険の記録及び元同僚の陳述により認められる。

しかし、A社の事業主は、「申立人が正社員ではなくパート労働者であったため、厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述している。

また、申立人に係る社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間における各年度について、国民年金保険料を前納していることが確認できるほか、申立期間中は国民健康保険に加入していたと陳述している。

さらに、各種氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月7日から57年4月1日まで

私の夫は、昭和53年6月にA社に入社し、58年12月まで勤務していたのに、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

夫は、一度も途中で退職したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成16年に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、元事業主に照会しても回答が無く、その他の元役員は所在が不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある元従業員の1人は、申立人が同社を一度退職し、再入社したことがあると陳述しているほか、申立期間に被保険者資格を喪失している別の元従業員2人は、いずれも申立人は自分より前に退職したと陳述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和54年12月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、55年1月5日に健康保険継続療養証明書の発行を受けており、56年8月から57年3月にかけて同証明書を使用して診療を受けた記録が確認でき、また、申立人が57年4月1日に同社

で厚生年金保険被保険者資格を再取得した後の同年4月15日に同証明書が返納されている。これらのことから、申立人は、申立期間当時厚生年金保険に加入していないことを認識していたと考えるのが自然である。

加えて、雇用保険の記録をみると、申立人は、54年12月7日にA社において被保険者資格を喪失し、57年12月8日に同社で資格を再取得しているほか、54年12月の離職時には失業給付を受給している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月から23年まで
② 昭和32年6月1日から35年5月1日まで

私は、中学校を卒業後、昭和21年3月ごろから23年ごろまで、A社でD業務従事者として勤務したが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和32年6月から35年5月まで、B社又はC社でE業務従事者として勤務したが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録も無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年7月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の名前を記憶していないほか、同社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録が無く、ほかの元役員も不明であることから、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同一日に被保険者資格を取得した元従業員16人の所在は不明であり、これらの者から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B社又はC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社又はC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録も無い。

また、申立人は、B社又はC社の事業主及び同僚の名前を覚えておらず、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月から25年12月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A市B区にあったC社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある者のうち所在が判明し聴取することができた元従業員2人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人がC社において同僚であったとしている2人のうち、1人は同社において厚生年金保険に加入した記録は無く、加入記録がある1人は既に死亡しているため、同人から申立人の同社における勤務状況について確認できない。

さらに、C社は昭和26年1月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録も無いことから、申立期間当時の事業主及び役員等の所在は不明であり、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 11 日から 14 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社の代表取締役としてE業務従事者としての業務を行っており、厚生年金保険に加入し、保険料も納付していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において厚生年金保険に加入し、同社の事業主として厚生年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、事業実態が確認できないことを理由に平成 7 年 9 月 11 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、申立期間は適用事業所ではない。

また、社会保険事務所の執行停止整理簿には、A社に係る平成 6 年度及び 7 年度の厚生年金保険料について、平成 13 年 12 月 10 日付けで時効による保険料徴収の執行停止が決議されており、保険料を納付していたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、A社の取引先金融機関であったB信用組合（現在は、C信用組合。）を通じて厚生年金保険料を納付していたと主張しているが、同信用組合は、平成 3 年 12 月以降、A社との口座取引は無いとしている。

加えて、A社に係る商業登記簿には、同社が平成 9 年※月※日に最低資本金不足により職権解散となったことが記録されており、同日以降における事業実態は確認できない。

また、申立人は、平成10年4月1日にD市において国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 12 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から 37 年 12 月までの期間、C 県 D 市による個人事業所の A 店に、住み込みの勤務で、B 業務に従事をしてきた。給料から厚生年金保険料を控除されていたのに、加入記録がないのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は不明であるが、A 店における申立人の在職については、申立人が事業所の所在地及び業務内容等を明確に記憶していることから、同店で勤務していたことは推定できる。

しかし、社会保険庁の記録において、A 店は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。この点について申立人は、A 店は E 業務を営む個人事業所であったと陳述しており、同店は申立期間当時、制度上強制適用事業所に該当せず、社会保険の任意適用を受けなかった可能性も考えられる。

また、A 店は、雇用保険適用事業所としての記録も確認することができず、商号登記簿及び法人登記簿を調査しても該当する事業所を確認することができないため同店の役員等から申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、昭和 36 年 1 月 23 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、制度発足時の同年 4 月から 37 年 3 月まで国民年金保険料を現年度納付している記録があることから、申立人が厚生年金保険に加入していないことを認識していたことがうかがえる。

加えて、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなか

ったほか、申立人の氏名別読みでの検索を行ったが、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 1 日から 60 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 12 月に A 社に入社し、60 年 11 月 30 日に同社を退職した。社会保険事務所で該当事業所が無いとの回答を受けたが、登記簿謄本があるので会社があったことには間違いはない。

A 社は、社会保険の適用事業所となっており、私も厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本から A 社が存在すること及び申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所になっていたかについて同僚に照会したところ、「保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、A 社は、社会保険の適用事業所とはなっていなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が勤務していたとする A 社と同一所在地に、B 社の商号で別会社も存在していたことが確認でき、申立人が同社の従業員であった可能性についても調査したところ、B 社は、船員保険の適用事業所となっていたが同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が記載されている従業員は「申立人は B 社の従業員ではなかったと思う。」と回答している。

加えて、D 県下において、名称が A 社及び C 社である事業所に、申立人が勤務していたとする E 市の A 社との関係があるかを照会したところ、いずれの事業所も「関係は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を

控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から6年6月1日まで

私は、A社B工場で平成3年8月1日から9年3月31日までC業務の仕事をしていましたが、厚生年金保険の資格取得日が6年6月1日からにされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成6年6月1日となっており、雇用保険の資格取得日と同一日であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、社会保険加入を希望しない人については、強制的に加入させることはしなかったため、B工場では社会保険に加入していない人が何人かいた。」と陳述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のC業務従事者及び申立人の前任者のC業務従事者の厚生年金保険の加入記録も見当たらないことから、A社は申立期間当時においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の提出した年金証書を見ると、申立人が申立期間の平成6年5月に社会保険事務所で厚生年金保険の裁定請求の手続きを行っており、老齢厚生年金が5年6月から在職中による減額された金額ではなく、全額支払われていることが確認できることから、申立人が申立期間のうち、同年6月から6年5月において、厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 15 日から 32 年 6 月 3 日まで

社会保険事務所でA社に勤務していた期間における厚生年金保険への加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が見当たらなかった。健康保険及び厚生年金保険の適用があると聞き、学校の紹介で卒業してすぐに就職した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時、A社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ中学校出身で、卒業してすぐの昭和 29 年 3 月に、A社に入社した先輩社員二人の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、いずれも入社後、約 1 年 3 か月を経過した 30 年 6 月 20 日に厚生年金保険へ加入していることが確認できる。このことから、同事業所において中学を卒業してすぐに就職した者に対する厚生年金保険の加入手続は、入社後約 1 年 3 か月を経過した後に行われていたことが推認でき、申立人についても、入社後 1 年 3 か月を経過した 32 年 6 月 3 日に厚生年金保険への加入手続が行われたと考えられる。

また、申立期間当時の事業主の所在を調査したが、確認できず、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除についての陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 16 日から 52 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 21 日から 52 年 3 月 9 日まで A 社に B 業務従事者として勤務していた。社会保険事務所の記録では同事業所は 45 年 7 月 16 日に適用事業所で無くなっているが、このことは知らなかった。同事業所が適用事業所でなくなった後の同年 7 月 16 日から 52 年 3 月 10 日の期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月 21 日から 52 年 3 月 10 日まで継続して A 社に勤務し、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 45 年 7 月 16 日以降も給与から厚生年金保険料を控除されていたとしている。

しかし、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 45 年 7 月 16 日付けで、申立人は、二人の同僚と共に被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、当該二人の同僚と同様に健康保険被保険者証が返納されたことを示す記載があり、手続上不自然な点はみられない。

また、管轄法務局に当該事業所に係る商業登記簿の記録は無く、事業主及び前述の同僚二人の所在も不明のため、申立期間に係る勤務実態を確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月8日から7年4月1日まで

私は、A社（現在は、B社。）に嘱託として平成4年10月8日から7年3月31日まで勤務した。給与の総支給月額は約30万円ほどであったと記憶しているのに、社会保険庁の記録では、標準報酬月額は18万円とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び給与支給明細書に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立人は、平成5年の源泉徴収票の総支払金額約360万円であることから、月平均の報酬額が約30万円であったとしているが、同源徴収票のうち約半額は賞与であることが賃金台帳により確認できる。しかし、年間3回までの賞与は標準報酬月額の算定対象とはされておらず、事業主の届出や社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料、周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月29日から27年4月30日まで
私は、伯父の世話で、A社に就職した。その時に、伯父から名前を変えるようにと言われたので、同社では別名を名乗り、同社の2階に住み込みで働いていた。その時の名刺及びはがきも残っており、勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の名刺、はがきの写し及び同僚の陳述から、申立人の雇用形態及び在職期間等は特定できないものの、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間当時、申立人と同じところに中途採用され、同じ仕事をしていた先輩の厚生年金保険の資格取得日は、A社に係る被保険者名簿から、入社から約2年後の昭和28年2月15日付けとなっていることが確認できる。

また、別の同僚は、「A社には試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかったように思う。」と陳述している。

さらに、申立人が、申立期間当時名乗っていた別名を含め、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人に係る保険料控除を確認することはできず、その後の事業主も、「A社は平成12年11月に破産しており、資料等も残っていないことから、申立期間当時のことは一切不明である。」としている。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
私は、平成 9 年 5 月 15 日に A 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、途切れることなく同年 5 月 16 日から B 社に勤務し、同日以降分の給与は、同社から支給されていた。

社会保険庁の記録では、平成 9 年 5 月が厚生年金保険の未加入期間となっているが、両社とも父親が経営する会社であり、同族企業の中での転籍であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社提出の在職証明書及び商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間に同社の代表取締役役に就任していたことは確認できる。

しかしながら、B 社から提出された賃金台帳において、申立人の給与は、平成 9 年 6 月から支払われ、厚生年金保険料については、同年 6 月の給与からの控除は無く、同年 7 月以降に 1 か月の保険料相当額が毎月控除されていることが確認できる。また、申立人と同時期に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得した 6 人についても、資格取得月の翌月の給与から保険料が控除されていることが、同社提出の賃金台帳から確認できる。さらに、同社は、「厚生年金保険等の社会保険料を翌月控除していた。」としており、これらのことから、同年 5 月分の保険料は控除していないことが確認できる。

加えて、B 社は、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日について、「平成 9 年 5 月 16 日として届け出るべきところを誤って同年 6 月 1 日と届け出た。」としている。

このほか、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料等は見当たらない。

これらの事実等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 33 年 4 月から 38 年 9 月まで A 社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、B 業務に従事していたとしている。

しかし、A 社は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所は、申立期間のうち、同日前において適用事業所とはなっていない。

また、A 社の当時の社会保険事務担当者の一人は、「申立人は、A 社には在籍していなかった。」と陳述しており、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚二人も、「申立人のことは明確に記憶しており、申立人は、その父親が経営する事業所に在籍しており、A 社の下請の仕事をしていた。」と陳述している。

さらに、申立人は、「雨の日には仕事が休みになった。」と陳述しているが、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「雨が降った日にも休まずに勤務していた。」と陳述しており、申立人の勤務形態は、同僚とは異なっていたと考えられるところ、複数の同僚は、「B 業務に従事していたのは、主に下請事業所の労働者であり、A 社の正社員は当該業務に従事していなかった。」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の A 社の従業員数は約 20 人であったと陳述しているところ、同事業所での厚生年金保険被保険者数は、適用事業所となった昭和 36 年 3 月 1 日には 6 人、同年 10 月 1 日の標準報酬月額の時給決定時

点には 11 人であることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所の正社員以外の労働者がいたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない上、各種の読み方による氏名検索を行ったものの、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、A社で昭和 51 年 3 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで事務員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が 52 年 4 月 1 日となっている。

A社での私の在職期間は、雇用保険加入記録から確認でき、雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も支払っているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録から、申立人が、申立期間にA社に在職していたことは確認できる。

しかし、申立人は、昭和 52 年 4 月 7 日にA社の代表取締役である申立人の父親の被扶養者に認定されていることが、同社が保管する「健康保険被扶養者新規異動届」から確認できる。

また、A社は、申立人が昭和 51 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、52 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていることが、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から確認でき、同社は、「申立人については、社会保険庁の記録どおりの届出及び保険料の納付を行っている。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料控除額に関する記憶は無いとしているほか、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳から確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月5日から同年11月2日まで
② 昭和25年11月2日から26年2月1日まで
③ 昭和27年6月20日から同年11月28日まで

私は、昭和25年4月5日にA社に入社し、その後、同社が同年11月2日にB社に社名変更してからも、29年10月6日に退職するまで、引き続き、同社でC業務に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②及び③が厚生年金保険の未加入期間となっているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②に両社に在籍していたことは推定できる。

しかし、申立期間①についてA社の複数の同僚は、「当時、入社後に一定期間の見習期間（試用期間）が有ったと思う。」としており、同僚のうち当時の事務担当者は、「見習期間（試用期間）中には、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述している。また、別の同僚は、「自身も入社してから数か月間は見習期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

申立期間②について、複数の同僚は、「A社の閉鎖時にB社に移籍した人数は申立人を含めて10人程度であった。」と陳述しているところ、申立ての事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、B社が厚生年金保険適用事業所となった昭和25年11月2日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得した

6人全員が、A社での被保険者資格の取得者であることが確認できる。このことから、移籍者のうち、同社での被保険者資格を取得していた者についてのみ、B社が適用事業所となった時点における被保険者資格の取得手続が行われたものと推定される。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、B社における記号番号として昭和26年4月11日に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同払出票から確認でき、同年2月1日を資格取得日とする社会保険事務所の記録どおりの資格取得届が事業主により行われたものと考えられる。

申立期間③について、B社での在籍が同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚からは、申立人の在籍に関する証言等を得ることはできなかった。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じように昭和27年6月20日に同社での被保険者資格を喪失し、同年11月28日に被保険者資格を再取得している同僚が複数名確認でき、当時の事務担当者である同僚は、「社長の交代や給与体系の変更等のため社内が混乱し、多数の退職者がいた時期だったと思う。」旨を陳述している。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社での厚生年金保険被保険者資格を昭和27年6月20日に一度喪失した後、同年11月28日に同社での以前の健康保険番号とは別の健康保険番号で被保険者資格を再取得していること、及び申立期間の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 7 日から 41 年 10 月 10 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 6 日まで

社会保険庁の記録では、A社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年12月20日に支給決定されており、申立人の脱退手当金裁定請求書が同年10月20日にD社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないとともに、申立人の脱退手当金は、D社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認でき、昭和41年12月20日付けの領収書が添付されているほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはうかがえない。

次に、申立期間②及び③について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年11月22日に支給決定されており、申立人の脱退手当金請求書が同年10月21日にE社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立人の脱退手当金は、同請求書の「振込希望金融機関店舗名及び預金口座番号」欄に記載された申立人名義の預金口座に振込払いされていることが確認できるほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

さらに、いずれの申立期間とも、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 26 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 3 月 26 日まで

社会保険庁の記録では、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年6月20日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年4月28日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和51年11月まで厚生年

金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 12 日から 30 年 3 月 16 日まで
② 昭和 30 年 1 月 16 日から 36 年 2 月 26 日まで

社会保険庁の記録では、結婚前に勤務していたA社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金の制度のことを知ったのは最近のことであり、脱退手当金の請求手続をしたことは無く、受給もしていないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年6月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年5月22日付けで脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計3ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した7人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6人が資格の喪失後約5か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基

づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」に記載された脱退手当金支給額や脱退手当金支給額の計算の基礎となる被保険者期間の月数はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月ごろから 31 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。大きな会社で、働いていたことは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB市C区又はD区内にあったA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険庁において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、その連絡先は不明であり、これらの者から同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の所在地として申立人が地図上に示した場所の近くで、厚生年金保険の適用事業所となっている類似名称の3事業所において被保険者記録が確認できる者に照会したところ、それぞれ3人、4人及び2人から回答があり、全員が申立人を知らないと陳述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から31年3月31日まで
社会保険事務所にA社(現在は、B社)で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地及び業務内容等を詳細に記憶しており、その内容は、同事業所が法人化するため昭和38年6月に設立されたB社に係る商業登記簿謄本の内容とも符合していることから、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は適用事業所とはなっておらず、同社の法人化によって設立されたB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年7月1日である。

また、B社に昭和39年7月1日以前から勤務していたとする従業員は、「昭和39年6月以前の給与明細書を所持しているが、厚生年金保険の控除額欄は空白になっている。」と供述している。

さらに、B社には、A社として業務を行っていた当時の資料等は残されておらず、B社は、「申立期間当時、保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 1 日から 22 年 4 月 30 日まで
② 昭和 23 年 7 月ごろから 25 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、給与の支払いについて、申立人が入社する前から在籍していた工場長から、現金で支払われたとしているが、当該工場長の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人が既に勤務していたとする昭和 22 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、この点からA社では、入社時から厚生年金保険に加入させていなかったことが推察できる。

また、A社は、その後、名称変更しており、この会社の閉鎖登記簿謄本から、平成 17 年 12 月に合併による解散登記されていることが確認できるものの、同謄本に記載された事業主等は連絡先が不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間②当時、B社で一緒に勤務した複数の同僚の氏名を記憶していたものの、当該同僚はいずれも同社における厚生年金保

険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、B社に勤務していた途中で同社C事務所に異動し、当時、D社の業務も兼務していたと供述しており、B社で共に勤務していたとする上記の同僚1人も、申立人と同様にD社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年3月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社はその後名称を変更して昭和62年11月28日に全喪しており、当時の事業主等については生存状況を含めて所在が不明であることから、これらの者から同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から24年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社においてB業務に従事しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社は社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、A社の事業主であった者の息子は、「父親はA社を個人で営んでいた。」と供述しており、個人経営のC業務が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年9月1日以降であり、申立期間当時、同事業所は、適用事業所では無かったものと判断される。

さらに、上記の親族は、A社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしており、申立人も当時の同僚二人を記憶しているが、連絡先が不明であり、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。